

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議
(自主規制会議決議)(案)に対するパブリック・コメントの結果について

(平18.2.8)

本協会では、「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議(自主規制会議決議)(案)について、平成18年1月16日から同18年1月27日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

本件に関しお寄せいただいたコメントに対する考え方は、次のとおりであります。

番号	条	意見の概要	考え方
1	第3条	顧客に重大な過失がある場合に補償の責任を免れ得る、あるいは、顧客に過失がある場合に補償の責任が軽減され得ると契約で定めることができると規定されているが、顧客に「重大な過失」、「過失」があるとされるのは、具体的にどのような場合か。	本来的には個々の事例に即して判断されるべきものでありますが、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」(以下「預金者保護法」という。)の国会審議においては、円滑・迅速に預貯金者への補てんが行われるためには、どのような場合に過失になり得るかということについて、金融機関及び預貯金者の双方が共通認識を有していることが望ましいという理由から、法案の趣旨説明等において立法者の認識が示されております。 証券会社は預金者保護法の対象とされておりませんが、本理事会決議における補償事由は、同法と平仄を合わせた形で規定しており、証券会社として「重大な過失」や「過失」を判断するに当たっては、上記の国会審議において示された考え方を踏まえた対応が必要となると考えます。 同法の対象となる銀行界(全国銀行協会等)及び日本郵政公社においては、すでに重大な過失または過失となりうる場合の典型的な事例を公表しておりますが、本協会としても、それらと同様のものを作成し、会員に通知するとともに、本協会のホームページで公表する等周知

番号	条	意見の概要	考え方
			を図ることといたします。
2	付則	現在、当社では、カードに係る契約については、約款で対応している。 本理事会決議の施行の時点で、本理事会決議の内容を踏まえた約款の制作を行うことは実務的に難しい状況にあるが、本理事会決議の施行日から、本理事会決議の内容を盛り込んだ約款を顧客に交付する必要があるのか。	理事会決議施行後に偽造カード及び盗難カードによる不正なＡＴＭ引出し被害が発生した場合においては、本理事会決議の本旨に則り補償を行う体制を整備し、カードに係る契約時にその旨が記載されたリーフレットを交付するなどの方法により顧客に周知を図る代替措置を講じていただければ差し支えありません。 ただし、当該約款等の手配が整い次第、例えば、直近の取引残高報告書と合わせて通知するなど合理的な期間内に、当該代替措置を講じた全ての顧客に当該約款等を通知してください。

以 上